

ふくろうニュース No.6

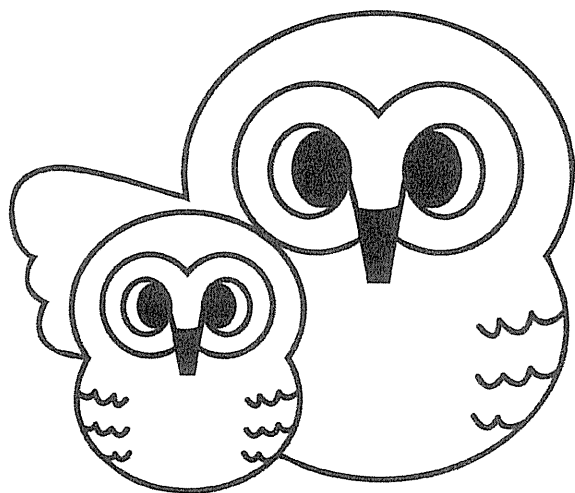
「ニュースレター」は「ふくろうニュース」にリニューアルしました

団体訴訟と「ふくろう」の由来

廣島 敦隆(副理事長)

消費者団体訴訟制度が本年5月31日に成立し、2007年6月7日から施行されることになりました。同制度は消費者契約法の改正として制定されたものであり、同法に規定されている不当条項の無効等を実効性のあるものとする為に適格性ある団体に差し止めの訴訟を起こす権限を認めたものです。実に硬い文章で普通の人には理解できないでしょう。当広島ネットは適格団体になりたいと思っていますが、その為には多くの消費者が団体訴訟の自分たちにとってのメリットを理解してもらい賛同を得ることが大切です。一般の人に分かってもらうにはできるだけやさしい言葉で表現しないとイケないです。例えば、消費者団体訴訟のことは「消費者団体が被害者に代わって不当な契約、勧誘を差し止める為裁判を起こすことができる制度」などとか。さらに、人々の感性に訴える宣伝も工夫すべきでしょう。そこで、当ネットでは6月の懇親旅行でマスコットキャラクターを決めようと深夜まで犬だ熊だ猫だと議論が続きました。その時、便秘に悩んでいたT氏が他人に代わりに行ってもらえない所へ行って帰ってくるなり「ふくろうはどうだろう」と言いました。すると、一同直ちに賛同し、ふくろうのいいところを次々挙げました。曰く知恵がある、悪徳業者を監視するのに最適、ふくろうは「福郎」に通じるなどなど。発案者T氏は「ウン」が良かったと言っていました。私はお母さんっ子で「おふくろ」が好きだったからではないかと思いました。そこで、「ふくろう」の助けを借りて当ネットの会員を倍増しようということになりました。適格団体の要件も近くガイドラインできまります。

**公正な社会を見張る
このふくろう親子に
名前をつけてください。**



NPO消費者ネット広島の
イメージキャラクターである
ふくろう親子の名前を募集します。
詳しくは別紙の応募用紙を
ご参照の上、ご応募ください。
皆様のご応募、お待ちしております。

目次

消費者団体 訴訟制度成立 記念特集号

- 1 団体訴訟とふくろう
ネーミング募集
- 2 第4回 定時総会研修会
3 (リレートーク) 開催
白アリ・補強金具等
詐欺110番開催
- 4 報告
「団体訴訟制度の成立と
その担い手づくり」集会
広島県宅地建物取引
業協会への賃貸借契約
不当条項改善の申入れ
- 5 不動産業者へ
アンケート実施
適格消費者団体を目指す
消費者組織の意見交換会
が行われました
- 6 広島市消費生活条例が
成立しました
消費者セミナーのご案内



第4回定時総会研修会（リレートーク）開催

岡本みどり（理事）

第4回定時総会報告

6月24日（土）、広島弁護士会館にて第4回定時総会を開催し、第1号議案（2005年度活動・決算報告）、第2号議案（2006年度活動・予算案）、第3号議案（会費改訂の件）すべてが承認されました。

第3号議案では会員拡大のために、入会金を廃止し年会費のみにしました（1口単位）。

また、消費者団体訴訟制度（2007・6・7施行）における「適格消費者団体」（内閣府認定）を目指すべく諸課題を確認しました（参加者37名）。

《 2006年度 重点課題 》

- ①会の安定運営と活動実績の集積 ②行政機関との連携、社会制度改善への提言事業 ③団体訴権制度の適切な運用の監視・研究 ④被害相談110番活動（消費者被害の掘り起こし・救済事業） ⑤啓発・消費者教育事業（被害の未然防止活動）など

研修会報告 リレートーク

いよいよスタート団体訴権～み・ん・な・で・つ・く・ろ・う～

総会の後、消費者団体訴訟制度の有効活用が消費者にもたらすメリットや当ネットの活動のあり方などについて、様々な問題提起やご提案をいただきました。登壇者1人1人の持ち時間がわずか5分という制約の中でしたが、この制度に対する期待の大きさがひしひしと伝わってきました。「悪質事業者のやり得を許さない」、「誰もが安心して暮らせる公正な社会を実現する」との決意を出席者全員が改めて確認する研修会となりました。以下は登壇者の主な発言です。

○天野晴元氏（日本生協連合会中四国地連事務局）

適格団体誕生の支援と制度の効果的活用に貢献したい。

○井手之上博氏（広島県消費生活室）

中四国で唯一の担い手として大いに期待している。行政も積極的に情報交換等による連携の必要性を感じている。

○大崎武氏（司法書士）

クレジット・サラ金被害者救済にかかわる立場から、現状の個別被害救済では根本的解決にならないことを痛感。本制度を活用した被害の未然防止・拡大防止が重要。

○北村浩司氏（中国新聞デスク）

消費者被害は「孤独」がキーワード。ひとり一人を「孤独」にしないネットワークづくりが必要。

○日下健二氏（つくしの会事務局長）

声を上げなければ社会は変わらない。被害者が黙ってあきらめることで悪質商法が成り立つ。本制度は、声を上げられない人たちを支援する制度であり、適格団体の誕生は必須。



○坂井敬樹氏（消費者代表）

適格団体を目指すなら具体的で実現可能な方法を早急に検討する必要がある。

○寺本ひとみ氏（消費生活相談員）

相談業務は個別救済であり多くの被害者は泣き寝入り状態。マスコミ等の協力による制度の周知や、事業者・行政・消費者の連携により、ともに満足する社会の実現を期待する。

○安場靖氏（消費者ネットおかやま連絡会）

地道な活動実績の集積、消費者ネット広島など他団体との連携協力が課題。

○横山弘成氏（生協ひろしま常務理事）

生協のネットワークを活用し、制度の普及や、広報による賛同者の拡大に協力したい。

山本理事（コーディネーター）

消費者契約法制定に向け「消費者契約法を考える市民ネットワーク・広島」を立ち上げた（1999年）ときから切望し続けてきた、「消費者団体訴訟制度」がスタートすることは感慨深い。いよいよ正念場。制度や当ネットに対する期待は大きいですが、適格消費者団体の認定条件はかなり厳しく、当ネットの組織はまだまだ脆弱である。今日のご意見や諸団体・消費者の英知を結集し、必ず適格団体を誕生させ、消費者の被害救済・拡大防止に活用したい。



総会の資料をご希望の方は、ご連絡ください。

白アリ・補強金具等詐欺110番開催

山本一志（理事）

去る7月15日、NPO消費者ネット広島は広島欠陥住宅研究会（事務局長、風呂橋誠弁護士）と共催で、「白アリ・補強金具等詐欺110番」を開催しました。相談は電話相談のみで、当日午前10時から午後5時まで、板根法律事務所にて、広島欠陥住宅研究会所属の建築士、弁護士や当ネット所属の弁護士、行政書士、相談員などが対応しました。これは、虚偽の説明・勧誘で駆除工事を行った大手業者に対し、経済産業省が7月7日業務停止を命じたことを受け、急遽実施したものです。当日の電話で寄せられた相談は4件でした。相談内容は、業者が床下の写真をデジカメで撮影し、撮影後すぐに自宅のテレビに接続して見せ、白アリがいるとか、地震で倒壊するとか言うので、白アリ駆除（約21万円）や換気扇設置（約26万円）の契約をしてしまったとか、契約するまで業者が床下から出てこないとか、契約したら業者が来なくなったなどでした。今後当ネットとしては同様の相談や被害の状況を監視し、放置できない状況に対しては広島欠陥住宅研究会と連携して適切な対応を図っていきたいと考えています。



報告「団体訴訟制度の成立とその担い手づくり」集会

川手三枝子（監事）

広島県生協連と消費者ネット広島共催で、標記集会を開催しました（7月15日 広島YMCA）。岸田文雄衆議院議員からは、消費者団体訴訟制度の意義や成立に至るまでの経緯、附帯決議等について報告があり、適格消費者団体の認定要件は、今年中にもガイドラインで示され、2007年6月7日施行予定で、当ネットに大いに期待を寄せているとエールが送られました。続いて当ネットの理事長吉富啓一郎から、組織・財政基盤の構築、制度の意義や当団体について広く知ってもらう活動、認定要件を満たすべき事業を今年度の方針に掲げているが、厳しい現状があり、消費者・事業者・行政に理解と支援を求め、「孤立化と孤独」が一翼をになう消費者被害に対し「連携と協同」で取り組みたい、社会からの期待に答えるべく活動のギアを入れ替えたいと報告がありました。当日は担い手作りの集会にふさわしく、各方面から70名の参加があり、質疑応答・意見交換で、会場は熱気に溢れました。



広島県宅地建物取引業協会への 賃貸借契約不当条項改善の申入れ

山本一志（理事）

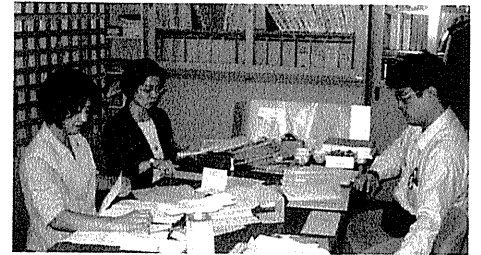
当ネットでは本年4月13日に実施した「レンタル・敷金トラブル110番」では、全相談45件中、43件が敷金に関するものでした（詳しくは、当ネットの前号のニュース参照）。敷金をめぐる相談は、賃貸住宅を解約したが、賃貸業者が「敷引条項」を根拠に敷金の返還に応じないというのが大半でした。壁クロスや床フローリング、畳など通常使用に伴う損耗や時間の経過とともに自然に劣化するもの、いわゆる「通常損耗」の回復費用を借主負担とする条項をめぐっては、苦情や紛争事例も多く、これが消費者契約法により無効であることを求める訴訟が提起され、多くの裁判例で消費者契約法十条によって無効であることが明確に判示されているところです。現在では「通常損耗」については、その回復費用は必要経費として賃料に含まれるものであり、その修繕費用を敷金から差し引くのは不当であるとの司法判断が既に確立しております。そこで、当ネットは、今回の110番で浮き彫りとなった被害現状を踏まえ、賃貸住宅の管理会社を指導する立場にある広島県宅地建物取引業協会に対して、前記条項など、消費者契約法に違反し、または違反する疑いが極めて強い不当な賃貸借契約条項については、その使用を中止すべきことを会員に周知、指導するよう書面で要望致しました。当ネットとしては、本申入に対する同協会での対応等を踏まえて、今後も敷引条項などの不当条項の是正のための活動を継続していく所存です。



不動産業者へアンケート実施

川手三枝子（監事）

「レンタル・敷金110番」(4月13日)では、契約書式が確認できる相談が少なく、相談者の一方的な申し出のみで現状を断定することは適切ではないため、広島近郊で営業している不動産業者50社を無作為に抽出し、アンケートへの回答と契約書式の提出協力を求めました(9月11日)。アンケート内容は、概ね原状回復に関するもので、現在のところ5社から回答があり、そのうち1社から契約書式の提示がありました。集計の結果は、現在分析中です。



アンケート発送作業の様子

適格消費者団体を目指す消費者組織の意見交換会が行われました

三村 明（理事）

2006年9月2日に、意見交換会が行われました。当ネットからも三村（理事）と正岡（事務局）が参加しました。議題は各団体の組織概要と適格団体認定に向けた準備状況の情報交換と、内閣府令・ガイドラインに関する意見交換。そして適格消費者団体間のネットワークについてのフリーディスカッションなどでした。内閣府令につき、申し入れをしていく必要がある条項の検討をおこない、利用しやすい制度にするために早期に要請する必要があることがわかりました。各団体の連絡や運営の組織化の検討もなされました。適格団体の認定が行われるまでに実績を積んでいくことと体制を整備することが必要であることが再確認されました。これから当ネットの活動も非常に重要な時期になってきます。皆様からの情報提供などお待ちしておりますので、事務所やホームページに是非お立ち寄りください。



「参加者名簿」

団体名	役職名
消費者ネット広島	理事
消費者ネット広島	事務局
ひょうご消費者ネット	理事
ひょうご消費者ネット	検討委員
消費者支援機構関西	理事長
消費者支援機構関西	理事・事務局長
消費者支援機構関西	検討委員会委員長
京都消費者被害防止ネットワーク	理事・事務局長
あいち消費者被害防止ネットワーク	事務局
全国消費生活相談員協会	専務理事
全国消費生活相談員協会	理事・事務局長
消費者機構日本	理事長
消費者機構日本	副理事長
消費者機構日本	理事・事務局長
消費者機構日本	事務局



講師を派遣致します。

テーマ例
「消費者被害にあわないために
～最近の被害事例から～」

お問い合わせは
TEL:082-502-3850
事務局 正岡まで

トピックス

広島市消費生活条例が成立しました 長井貴義（理事）

昨年の広島市議会で、広島市消費生活センターを移転する条例案が否決されたことは、このニュースの第3号でも報告しましたが、その際、消費生活条例検討委員会の設置は承認されました。これに基づき、条例検討委員会が設置され、審議を重ね、意見のとりまとめが行われました。しかし、その後、条例案ができて議会に示されたという話も聞かず、なにやら市当局で条例制定に対して逆風も吹いているとの風聞も聞こえてきました。そこで、当NPO消費者ネット広島では、9月11日、市長（市民局）と市議会（議会事務局）に対し、消費生活条例をこの9月議会で、しかも、検討委員会の議論とパブリックコメントを尊重した内容で制定するよう要請を行いました。要請の結果は中国新聞にも報道されています。こうしたことを経て、消費生活条例案が議会に提出されました。提出された案には、消費者基本計画を策定するとは具体的に書かれておらず、そのほかの規定は他の自治体の条例と似通ったものでした。市議会においては、10月4日の総務委員会において、森本真治議員が、条例制定の意義、広島市の姿勢、他自治体で活用されていない公表・調停・訴訟援助の規定の活用の意気込み、広報・啓発の意欲などを質問し、市当局から一定の前向きな答弁を得ました。結局、消費生活条例は、4日の総務委員会・5日の本会議で可決し、成立しました。今後は、せっかく成立した条例が、他の多くの自治体と同様に活用されない事態にはならないよう、消費者ネット広島としても、条例の周知・広報や活用が充分になされているかを注視し、必要な提言などを行っていききたいと思います。

被害予防セミナーのご案内

セミナー終了後 被害相談会実施

耐震リフォームの基礎知識。

気になる我が家の耐震強度。
耐震リフォームの注意点や理想の進め方について、
更には詐欺リフォーム商法の被害実態も踏まえながら
一緒に学びましょう。

参加無料

日時:2006年11月18日(土)

13:30~16:00

場所:YMCA2号館

1Fラブラリーホール

主催:広島欠陥住宅研究会・NPO法人消費者ネット広島

◆2006年度会費 納入のお願い◆

当ネット活動は、皆様の年会費によって支えられています。2006年度会費納入のご協力、よろしくお願い致します。



みんなの力で消費者の権利を育てよう

特定非営利活動法人

NPO消費者ネット広島

〒730-0014 広島市中区上機町2-45(長井法律事務所内)

TEL:082-223-3786 FAX:082-223-3787

◆郵便振込 広島01370-6-8204

ホームページもご覧ください
http://www.d1.dion.ne.jp/~mim_san/nethiroshima